

令和3年度高齢者施設等の避難確保に関する検討会 (フォローアップ会議) 規約

(名称)

第1条 本検討会は、「令和3年度高齢者施設等の避難確保に関する検討会(フォローアップ会議)」と称する。

(目的)

第2条 「令和2年7月豪雨災害を踏まえた高齢者福祉施設の避難確保に関する検討会」でとりまとめられた避難の実効性確保の方策に関して、これまでに実施した取組内容を確認するとともに、一層の取組推進を図るため、避難確保計画作成の手引きの改定等今後の取組に関して、専門的な立場からご意見をいただくことを目的とする。

(委員の任命)

第3条 本検討会の委員は、原則として「令和2年7月豪雨災害を踏まえた高齢者福祉施設の避難確保に関する検討会」の委員とし、国土交通省水管理・国土保全局長及び厚生労働省老健局長が任命する。

(検討会)

第4条 本検討会には座長を置くこととし、座長は「令和2年7月豪雨災害を踏まえた高齢者福祉施設の避難確保に関する検討会」の座長とする。

2 座長は、本検討会の議事を総括する。

3 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を検討会に出席させて意見を聴くことができる。

4 本検討会は、原則として公開とする。

5 本検討会の配布資料は、原則として国土交通省ホームページ及び厚生労働省ホームページで公開する。ただし、秘匿性のある情報については座長の判断により非公開とすることができます。

6 本検討会の議事要旨は、検討会開催後速やかに事務局が作成し、座長の確認を得た後、国土交通省ホームページ及び厚生労働省ホームページで公開する。また、議事録についても検討会後事務局が作成し、各委員の確認を得た後に、国土交通省ホームページ及び厚生労働省ホームページで公開する。

(事務局)

第5条 本検討会の事務局は、国土交通省水管理・国土保全局(河川環境課、砂防計画課)及び厚生労働省老健局(高齢者支援課)に置く。

2 事務局は、本検討会の運営に関する事務を処理する。

(雑則)

第6条 この規約に定めるもののほか、本検討会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

(附則)

この規約は、令和3年12月20日から施行する。